

改正

平成6年7月22日条例第20号

平成9年12月26日条例第31号

平成12年12月27日条例第73号

平成17年12月27日条例第68号

平成24年3月30日条例第26号

平成25年12月27日条例第71号

令和5年12月28日条例第36号

沖縄県心身障害者対策協議会条例をここに公布する。

沖縄県障害者施策推進協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第3項の規定に基づき、法第36条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第36条第1項に規定する合議制の機関の名称は、沖縄県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 障害者
- (2) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生活福祉部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年7月22日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年12月26日条例第31号抄)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月27日条例第73号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附 則（平成17年12月27日条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定はこの条例の公布の日から、第2条及び次項の規定はこの条例の公布の日又は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日のいずれか遅い日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の沖縄県障害者施策推進協議会条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2項の規定により沖縄県障害者施策推進協議会の委員に委嘱されている者は、第2条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の沖縄県障害者施策推進協議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により沖縄県障害者施策推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日におけるその者の改正前の条例第2条第2項の規定により委嘱された沖縄県障害者施策推進協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成25年12月27日条例第71号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月28日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。